

退 職 証 明 書

住 所

氏 名

(年 月 日生)

就業期間 年 月 日から

年 月 日まで

退職日 年 月 日

上記のとおり、当社を退職したことを証明します。
なお、上記の者については、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第6条各号に掲げる適用除外となり、同法第7条に規定する厚生労働大臣への届出を行っていないことを申し添えます。おって、同法第6条の適用関係は、以下の欄のとおりです。

年 月 日

会社所在地

名 称

代 表 者

印

(連絡先電話番号及び担当者氏名)

雇用保険法第6条の適用関係

当該退職者が雇用保険法第6条の第何号に該当し、適用除外となったのか、以下の該当する号にマルを付けてください。

- 1 1週間の所定労働時間が20時間未満である者
- 2 同一の事業主の適用事業に継続して31日以上雇用されることが見込まれない者
- 3 季節的に雇用される者であって、第38条第1項各号のいずれかに該当するもの
- 4 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条、第124条又は第134条第1項の学校の学生又は生徒であって、前各号に掲げる者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者
- 5 船員法（昭和22年法律第100号）第1条に規定する船員（船員職業安定法（昭和23年法律第130号）第92条第1項の規定により船員法第2条第2項に規定する予備船員とみなされる者及び船員の雇用の促進に関する特別措置法（昭和52年法律第96号）第14条第1項の規定により船員法第2条第2項に規定する予備船員とみなされる者を含む。以下「船員」という。）であって、漁船（政令で定めるものに限る。）に乗り組むため雇用される者（1年を通じて船員として適用事業に雇用される場合を除く。）
- 6 国、都道府県、市町村その他これらに準ずるものの事業に雇用される者のうち、離職した場合に、他の法令、条例、規則等に基づいて支給を受けるべき諸給与の内容が、求職者給付及び就職促進給付の内容を超えると認められる者であって、厚生労働省令で定めるもの

備考

- 1 この証明書は、離職票の写し、雇用保険受給資格者証の写し、離職日が記載された源泉徴収票の写しが提出できない場合のみ提出することができます。
- 2 勤務先の証明印がないものは、無効です。